

埼玉県観光づくり基本計画推進委員会設置要綱

(目的)

第1条 埼玉県観光づくり推進条例第16条に基づく埼玉県観光づくり基本計画の策定及び推進を目的として、埼玉県観光づくり基本計画推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 推進委員会は、委員14人程度をもって組織する。

2 推進委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

(組織)

第3条 推進委員会の委員は、次に掲げる者・団体から産業労働部長が選任する。

(1) 学識経験者

(2) 経済関連団体

(3) 観光関連団体

(4) 報道機関

(5) 市町村

(任期)

第4条 委員の任期は2年間とする。なお、再任は原則として連続して2期までとする。

(会議)

第5条 推進委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

3 委員長が必要と認める場合は、委員以外の者に対し、出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 推進委員会の庶務は、産業労働部観光課において処理する。

(委員)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年5月18日から施行する。